

○厚生労働省告示第三百七十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十四号）第四十二条第一項（同法第六十八条の十九において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十五日から適用する。ただし、この告示の適用前に同法第十四条第一項又は第十九条の第一項の承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器については、なお従前の例によることができる。

平成二十六年九月二十六日

輸血又は移植医療を受けた経験の有無等を勘案して、ドナーとしての適格性があると判断されていなければならぬ。

(4) ヒト細胞組織原料等の採取を行う者は、当該ヒト細胞組織原料等が、次に掲げる要件を満たす。

ア 死亡した者からヒト細胞組織原料等を採取する場合にあっては、注意を失わないように注

意し、還族に対して、ヒト細胞組織原料等の便益その他ヒト細胞組織原料等の採取に関する必要な事項について、できる限り平易な表現を行い、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得ていること。

(3) 反芻動物由来原料等の原産国は、国際獣疫事務局において、当該国における牛海绵状脑膜病の病原体の伝播のリスクが無視できることとされた国及び次に掲げる国でなければならぬ。たゞ、(ア)並びにカナダを原産国とする反芻動物由来原料等(以下「カナダ産原料」という。)を使用して細胞培養により製造される注射剤(セルバンクにのみカナダ産原料を使用しているものに限る。)その他これに準ずるもの、カナダ産原料を使用して製造されるワクチン(経口ワクチンに限る。)、カナダ産原料を使用して微生物培養により製造される注射剤(種培養にのみカナダ産原料を使用しているものに限る。)若しくは経口剤その他これに準ずるもの又はカナダ産原料を使用して製造される外用剤については、この限りでない。

第4の(5)の(5)の(5)、ヤ、ハ及びオ中「当該細胞又は組織」を「動物細胞組織原料等」と改め、同(5)の(5)の(5)「動物細胞組織製品」を「製品」と改め、回(5)の(5)を廃し、回(5)の(5)を次のよう改める。

(1) 医薬品等の原料等として用いる動物に由来するもの（動物細胞組織原料等及び細菌、真菌、

(1) 医薬品等の原料等として用いる動物に由来するもの（動物細胞組織原料等及び細菌、真菌、

ウイルス感染リスクの検証その他の必要な事項が行われていることを確認しなければならぬ

(3) 動物に由来する特性解析されたセルバシクを出発基材とした細胞培養により生産される製品

外来性ウイルスが検出された場合には、原則として、医薬品等を製造するために用いてはならない。ただし、セルバンクによる原料等であって、本基準の適用の現実に構築され、かつ、品質及び安全性の確保の観点から、原料等として用いることについて当該試験により確認される妥当性と同等以上の妥当性を有することが確認され、その旨が、製造販売の承認の際に交付される承認書に記載されているものにあっては、この限りでない。

物細胞組織原料基準³⁾に改め、同3の(4)を回3の(3)とし、回3の(5)母細胞、組織又は体液から得

ただし、当該処理を行わない合理的な理由がある場合であって、その旨が、製造販売の承認

第4の3の(5)を同3の(4)とし、同3の(6)中「原材料」を「動物由来原料等」に改め、同3の(6)に次のただし書きを加える。

したが、医薬品のための出来たるもので、使用実績があり、特許権を有するモノを除く。

廿「の製品」や「の医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器」、「(5)」を「(4)」に改め、図3の(二)同様に仕上る。